

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置対象事業者及び指名停止措置期間

登録番号	商号又は名称	代表者氏名	住所	措置期間
電気供給業務 第1号	中国電力 株式会社	代表取締役 社長執行役員 瀧本 夏彦	広島市中区小町4 番33号	令和5年4月28日から 令和5年10月27日まで (6ヶ月)
電気供給業務 第4号	関西電力 株式会社	代表執行役 森 望	大阪市北区中之島 三丁目6番16号	

2. 指名停止措置の範囲

島根県が発注する庁舎の電気供給業務について、指名停止とする。

3. 事実概要

中国電力(株)及び関西電力(株)は、令和5年3月30日に公正取引委員会より独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反すると認定された。

4. 指名停止措置理由等

中国電力(株)及び関西電力(株)が、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反を認定されたことは、庁舎の清掃業務、警備業務等の委託及び電気供給業務の契約に係る入札参加資格者指名停止措置要領別表第8号に該当する。

【参考】指名停止措置要領別表（措置基準）

措置要件	指名停止期間
(独占禁止法違反行為) 8 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反する行為があり、契約の相手方とすることが不適當であると認められるとき。(前号に該当する場合を除く。)	当該認定をした日から 6ヶ月以上 24 ヶ月以内